

2024年10月31日  
日本貨物鉄道株式会社

## 「輸送の安全に関する事業改善命令」について

本日、国土交通大臣から当社に対して、鉄道事業法第23条第1項の規定に基づく「輸送の安全に関する事業改善命令」が発出されました。

これは、2024年7月24日、山陽線新山口駅構内で発生した貨物列車脱線事故の調査の過程で、輪軸の圧入作業に関する作業記録の書き換え等の不適切事案が判明したことから、鉄道事業法第56条第1項に基づく保安監査が実施され、同監査において確認された事実関係を踏まえ、当社に対して安全確保のために講ずべき措置について命令が発せられたものです。

当社といたしましては、国土交通省からの命令を厳粛に受け止め、講ずべき措置を確実に実施し、二度とこのような事態を起こすことのないよう、社員一丸となり再発防止および信頼回復に努めてまいります。

改めまして、貨物鉄道輸送をご利用いただいておりますお客様をはじめとする関係の皆様にご迷惑、ご心配をおかけしておりますこと、深くお詫び申し上げます。